



## ② 戦略

花王は、中期経営計画「K25」において「未来のいのちを守る」「Sustainability as the only path」をビジョンに掲げ、ESG経営への強い意志を表明しています。事業活動を取りまく国際情勢は一層大きく変動することが予測されますが、そこで想定されるリスクの低減や、事業機会の創出を図り、レジリエンスを強化するため、ESG戦略の重要性が一層高まっています。

花王のESG戦略「Kirei Lifestyle Plan」は、生活者を主役としたESGの具体的な活動の方向性と将来への意欲的な意気込みを表したものです。「花王のESGビジョン」と、それを実現するための戦略、3つのコミットメントと19のアクションから構成されています。この戦略に基づき、生活者のこころ豊かな暮らしや社会のサステナビリティの実現を目指して展開した花王のESG活動が、リスクの低減や事業機会の創出につながり、ひいては事業成長を実現し、生まれた利益がステークホルダー、生活者や社会に還元されていくサイクルを形成していくと考えています。

現代の深刻な社会問題に対応し、サステナブルな社会を実現するためには技術革新が必須だと言われていますが、花王はイノベーション提案に基づく、“よきモノづくり”に注力しており、本質研究に立脚した革新的技術を組み込んだESG視点でのよきモノづくりは、花王の持続的な成長を支え、人、社会、地球に大きなインパクトを与えることができると考えています。

### (花王の ESG コミットメントとアクションの図《省略》)

## ③ リスク管理

花王は、強靱なESGガバナンスのもと、リスク低減と事業機会創出を確実にするため、リスク管理及び機会管理を強化しています。

リスク管理においては、リスクの重要性をリスク・危機管理委員会で定期的にモニタリングしています。その中でも経営への影響が特に大きく、対応の強化が必要なリスクは「コーポレートリスク」として、経営会議でリスクテーマとリスクオーナーを選定し、リスク・危機管理委員会で進捗管理をしています。各部門やグループ会社で管理可能なリスクは、各組織が中心となって対応しています。機会管理においては、花王グループ全体で重点テーマを管理し、優先順位の設定とESG投資を促進する仕組みを構築し、戦略的な事業展開につなげています。

## ④ 指標と目標

花王は、野心的な指標と目標を設定することで、ESG戦略の方向性を明確にし、的確な進捗管理を可能とすることで、ESG戦略を着実に実行しています。花王のESG戦略、「Kirei Lifestyle Plan」の19のアクションごとに指標と目標を設定しています。上記ESGガバナンスにおいて各指標の進捗状況がモニタリングされ、結果に基づき取り組みに反映しています。

### (19の重点取り組みテーマの中長期目標《省略》)

【出所】「第117期 花王株式会社有価証券報告書」より抜粋。赤字及び緑色太枠囲みは MUTB。

(注) 太枠囲みは必須項目。

花王株式会社の事例では、(1) ESG戦略(サステナビリティ全般)の後に(2)気候変動及び(3)人的資本が続き、それぞれについて4つの構成要素に基づいた説明がされています。このように、「サステナビリティ全般」、「重要と判断した戦略」、「人的資本」の3つの視点に分けて4つの構成要素に基づき開示する方法は、非常に丁寧だと考えられます。

## 記載上のポイント

- ✓ 今回の改正内容は新たな記載事項であり、グローバルな開示基準の検討中でもあることから、開示の柔軟性が求められる。開示情報に基づいて今後の投資家との対話を踏まえ、自社のサステナビリティに関する取組の進展とともに、有価証券報告書の開示を充実させていくことが期待されている。
- ✓ 「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標及び目標」の4つの構成要素に基づき開示することが推奨されているが、全ての企業に開示が求められているのは「ガバナンス」と「リスク管理」である。これは、サステナビリティ情報の重要性を判断する仕組みや、リスク管理体制の説明が求められているためである。
- ✓ 具体的な記載方法については詳細に規定されていないため、「ガバナンス」と「リスク管理」の開示必須構成要素のみを、それぞれの項目立てをせず一体として記載することも可能とされている。
- ✓ ただし、記載に当たっては、投資家が理解しやすいよう、4つの構成要素のどれについての記載なのかわかるようにすることが重要となる。

【出所】金融庁「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方(2023年1月31日公表)

## 事例 2 サントリー食品インターナショナル（4つの構成要素【共通①】）

### 【ガバナンス】

当社グループでは、リスクマネジメントコミッティが、当社グループ全体のリスクマネジメント活動を推進する役割を担い、サステナビリティに関する種々の課題を含むリスクの抽出、対応策の立案及び対応状況の進捗確認を行っています。

また、サステナビリティ委員会が、当社グループ全体のサステナビリティ経営を推進する役割を担い、社会と事業の持続的な発展に向けて、サステナビリティ戦略の立案・推進を行っています。

リスクマネジメントコミッティとサステナビリティ委員会は、常に連携をとっており、重要な意思決定事項については、取締役会で更なる議論を行い、審議・決議を行います。サステナビリティ戦略の進捗や事業のリスクと成長機会は、適宜取締役会に報告を行っています。また、取締役会では、外部の専門家を講師とした研修、生産研究開発施設等における取締役会の開催や意見交換等を実施することで、サステナビリティに関する知見を深める機会を設けています。

また、役員報酬の決定に用いる目標には「サステナビリティ」の項目が設定されています。

### 【リスク管理】

当社グループでは、リスクマネジメントコミッティにおいて、毎年当社グループ全社を対象にした重要リスクの抽出・評価を行い、当社グループにとって優先的に取り組むべきリスクを特定し、当社グループ全体でリスクの低減活動を推進しています。これらの活動につきましては、その内容を取締役会において定期的に報告しています。

リスク抽出・評価のアプローチ及び特定したリスクの管理方法は、次のとおりです。

#### ■ リスク抽出・評価のアプローチ

抽出されたリスクに対し、「リスクエクスポージャー（発生可能性×影響度）」及び「対策レベル（対策の準備の度合い）」の二軸で評価し、優先的に取り組むリスクを特定しています。

#### ■ 特定したリスクの管理方法

特定した優先的に取り組むリスクについては、責任者及びモニタリング機関を任命の上、リスクへの対応策を実施します。対応状況はリスクマネジメントコミッティにおいて報告・議論し、対応結果を踏まえて次年度の重要リスクを選定することで、抽出・評価・対策・モニタリングのPDCAサイクルを回しています。

### 【戦略／指標・目標】

サントリーグループでは、グループとしてサステナビリティ活動に取り組んでおります。戦略／指標・目標につきましては、特段の記載がない限り、サントリーグループとしての戦略や指標・目標を記載しています。

#### （気候変動関連課題への対応）

サントリーグループでは、持続的に事業を行い、価値を創造し続けていくために、気候変動によるリスクや事業への影響を特定し、適切に対応していく必要があると考え、金融安定理事会（FSB）により設置された「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」提言への賛同を2019年5月に表明しました。

サントリーグループでは、気候変動による、水資源への影響、資源の枯渇等により、製品の安定供給及び生産コストの増加等の影響があり、気候変動関連課題をサントリーグループのビジネスの継続の上で重要な課題の一つと認識し、気候変動の緩和を目指す政府や地方自治体の環境への取組みと連携し、バリューチェーン全体での環境負荷低減を目指し、グループ一体となって気候変動関連課題に取り組んでいます。

特に事業への影響が大きいと想定している水及び気候変動については、2030年を目標年とする中期目標として「環境目標2030」を、2050年を目標年とする長期ビジョンとして「環境ビジョン2050」を定め、取組みを進めています。

なお、最新の取組み状況・進捗については、当社グループのホームページ内にあるサステナビリティに関するウェブサイトにて発信していきます。

【出所】「第14期 サントリー食品インターナショナル有価証券報告書」より抜粋。青色太枠囲みは MUTB。

（注）太枠囲みは必須項目。

サントリー食品インターナショナルの事例は、4つの構成要素のうち、「ガバナンス」、「リスク管理」、「戦略」と「指標及び目標」を合体させた3つの構成要素に項目立てし、記載しています。ESG全体の「ガバナンス」、「リスク管理」について説明するとともに、重要と判断した課題として、「戦略/指標・目標」についても説明していることから非常に丁寧な開示と考えられます。また、最新の取組み状況・進捗について、ウェブサイトにて発信している点を補足説明しています。

## ウェブサイト<sup>1</sup>を補完情報として載せる場合の留意点や考え方

- ✓ 投資家が真に必要とする情報は、有価証券報告書に記載する必要があるものの、記載事項を補完する詳細な情報については、提出会社が公表した他の書類を参照する旨の記載を行うことができる。参照する提出会社が公表した他の書類には、任意に公表した書類、他の法令や上場規則等に基づき公表された書類、ウェブサイト等が含まれると考えられる。
- ✓ 提出会社が公表した他の書類として、ウェブサイトを参照する場合は、①更新される可能性がある場合はその旨及び予定時期を有価証券報告書等に記載した上で、更新した場合には、更新箇所及び更新日をウェブサイトにおいて明記する。②有価証券報告書等の公衆縦覧期間中は、継続して閲覧可能とするなど、投資者に誤解を生じさせないような措置を講じる。
- ✓ 将来情報と実際に生じた結果が異なる場合でも、直ちに虚偽表示等（重要な事項についての虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていることをいう）の責任を負うものではないことを明確にする等の規定が追加されている。また、有価証券報告書等におけるサステナビリティ情報の記載事項を補完する詳細な情報について、提出会社が公表した他の書類を参照する旨の記載ができることを明確にする規定も追加された。
- ✓ URL 又は参照先の情報に修正があった場合に、有価証券報告書等の訂正を行うかどうかは、個別事案ごとに実態に即して判断し、必ずしも訂正報告書等の提出を求めるものではない。参照先の情報が修正され、これに伴い、有価証券報告書等の必要的記載事項に変更がある場合には、訂正報告書を提出する必要がある。参照先の URL が次年度の有価証券報告書が提出されるまでの間に変更された場合には、訂正報告書等を提出することが求められる。

【出所】金融庁「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方（2023年1月31日公表）

## まとめ

金融庁の考え方では、「ガバナンス」、「リスク管理」、「戦略」、「指標及び目標」の4つの構成要素に基づく開示が必要ですが、具体的な記載方法については詳細に規定していないため、構成要素それぞれの項目立てをせず、一体として記載することも考えられます。」と説明されています。今回は早期適用事例で開示されていたように、投資家が理解しやすいよう、4つの構成要素のどの要素について記載しているのかわかるようにすることも有用だと考えられます。また、今後、国際的に、開示のプラクティスが進展していく過程で、開示の仕方に変化が生じる可能性がある点に留意する必要があります。

以上

- ✓ 本資料は信頼できるとされる各種データに基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。ここに示したすべての内容は、当社の現時点での判断を示しているに過ぎません。
- ✓ また、本資料に関連して生じた一切の損害については、当社は責任を負いません。その他専門的知識に係る問題については、必ず貴社の弁護士、税理士、公認会計士等の専門家にご相談の上ご確認下さい。
- ✓ 記載した内容については、今後の法改正等により変わる可能性があります。
- ✓ 本資料の著作権は三菱 UFJ 信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用又は複製することを禁じます。

本資料に関するお問い合わせ先  
三菱 UFJ 信託銀行 法人コンサルティング部  
ESG ビジネス推進室  
03-6747-0626（受付時間：9:00～17:00（土日・祝日除く））